

塗装システムの適合証明書に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

塗装システムの適合証明書に関する事項

改正理由

本会は、海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準における塗装システムに関して、社団法人日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター又は MARINTEK が発行した適合証明書については、本会が適当と認める証明書である旨規定している。

当該証明書に関し、国土交通省は、一般財団法人 日本塗料検査協会が発行したものについても認めていることから、今般、一般財団法人 日本塗料検査協会が発行した適合証明書も本会が適当と認める証明書とするよう関連規定を改めた。

なお、MARINTEK が発行した適合証明書については、国土交通省は現在認めていないことから、併せて、規則から削除するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 塗装システムに関し、本会が適当と認める証明書として、一般財団法人 日本塗料検査協会が発行した適合証明書を追加した。
- (2) 塗装システムに関し、本会が適当と認める証明書から、MARINTEK が発行した適合証明書を削除した。